

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための 子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめ（案）

第1 子の返還手続関係

1 子の返還のための手続の主体

子の返還のための手続は、司法当局が行うものとする。

2 採用する手続

子の返還のための手続（以下「本手続」ということがある。）は、訴訟手続による必要はないものとする。

3 管轄

(1) 職分管轄

第一審は、家庭裁判所の管轄（職分管轄）に属するものとする。

(2) 管轄の集中

【甲案】

東京家庭裁判所の管轄に専属するものとする。

【乙案】

東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所の2庁のみに管轄を認めるものとする。

（注）部会では、東京、大阪に札幌、福岡を加えて、この4庁のみに管轄を認めることを提案する意見もあった。

【丙案】

高裁8庁の所在地（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）の家庭裁判所のみに管轄を認めるものとする。

（後注1）【乙案】又は【丙案】をとる場合には、管轄裁判所（土地管轄）は、子の住所地为基準として定まるものとし、返還を求める子が複数ある場合には、そのうちの一人の住所地为管轄する家庭裁判所に管轄（併合管轄）を認めるものとする。

(後注2)【乙案】をとる場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に、【丙案】をとる場合には8高裁所在地の家庭裁判所に、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする(合意管轄)。

(後注3) 応訴管轄は認めないものとする。

4 移送

(1) 管轄違いに基づく移送

裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする(家事事件手続法第9条第1項本文参照)。

(2) 3(2)で【乙案】又は【丙案】をとる場合の裁量移送及び自庁処理

裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、事件について管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し、又は事件について管轄権を有しない裁判所が自ら処理することができるものとする(家事事件手続法第9条第1項ただし書及び第2項参照)。

(注) 移送先や自庁処理をすることのできる裁判所は、3(2)で管轄を認められた裁判所(【乙案】をとる場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所、【丙案】をとる場合には、8高裁所在地の家庭裁判所)に限るものとする。

5 裁判所の構成

裁判所の構成は、裁定合議の余地を認めた一人制とするものとする。

6 除斥及び忌避

裁判官及び書記官について、除斥及び忌避の制度を設け、家庭裁判所調査官について、除斥の制度を設けるものとする。なお、忌避の制度の導入に当たっては、併せていわゆる簡易却下制度も導入するものとする。(家事事件手続法第10条、第11条、第12条、第13条及び第16条参照)

7 当事者適格

(1) 申立人

子の連れ去り又は留置により、監護権が侵害された者に申立人適格があるものとする。

(2) 相手方

現に子を監護している者に相手方適格があるものとする。

(3) 子の当事者適格

返還を求められている子は、手続上の当事者にはならないものとする。

8 当事者能力及び手続行為能力

(1) 当事者能力

当事者能力については、権利能力がある者に子の返還の手続における当事者能力を認めるものとする。

(2) 手続行為能力

本手続においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

9 参加

(1) 当事者参加

① 当事者となる資格を有する者は、当事者として手続に参加することができるものとする（家事事件手続法第41条第1項参照）。

② 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を当事者として手続に参加させることができるものとする（家事事件手続法第41条第2項参照）。

(2) 利害関係参加

① 裁判の結果により直接の影響を受ける者は、家庭裁判所の許可を得て、手続に参加することができるものとする。

② 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、裁判の結果により直接の影響を受ける者を利害関係参加人として手続に参加させることができるものとする（家事事件手続法第42条第3項参照）。

10 代理人

(1) 弁護士代理

法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができないものとする。

(注) 弁護士強制は認めないことを前提としている。

(2) 許可代理

裁判所の許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができるものとする。

(3) 職権による代理人の選任

手続行為につき行為能力の制限を受けた者が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより又は職権で、弁護士を手続代理人に選任することができるものとする（家事事件手続法第23条第1項、第2項参照）。

1 1 裁判費用

(1) 費用の予納

裁判費用（執行費用を含む。）については、「国際的な子の奪取の民事上の手続に関する条約（仮称）」（以下「条約」という。）第42条に基づいて条約第26条第3項の留保をすることを前提に、申立人が申立ての手数料を納めるとともに当事者等が必要な費用の概算額を予納することを原則とし（民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、第11条、第12条）、証拠調べ等の本手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができるものとする（家事事件手続法第30条参照）。

(2) 負担者及び裁判

① 手続費用は、各自の負担とするものとする（家事事件手続法第28条第1項参照）。

② 裁判所は、事情により、①によれば当事者及び利害関係参加人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者に負担させることができるものとする（家事事件手続法第28条第2項参照）。

③ 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする

(家事事件手続法第29条第1項参照)。

(3) 手続上の救助

裁判費用について、資力の乏しい者について裁判費用の予納を猶予する家事事件手続法及び同法が準用する民事訴訟法に倣った手続上の救助の規定を設けるものとする(家事事件手続法第32条参照)。

(4) その他の費用

条約第26条第4項の規定を担保するための特別の規定は設けないこととする。

1.2 公開・非公開

審理手続は公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする(家事事件手続法第33条参照)。

1.3 裁判記録の閲覧等

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする(家事事件手続法第47条第1項参照)。

② 裁判所は、当事者から①による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならないものとする(家事事件手続法第47条第3項参照)。

なお、一定の事由がある場合には、許可しないことができるものとし、その事由については、なお検討するものとする(家事事件手続法第47条第4項参照)。

③ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする(家事事件手続法第47条第5項参照)。

1.4 送達

送達に関する基本的な規律として、民事訴訟法第1編第5章第4節の規定に準じた規律を検討するものとする。

(注1) 送達場所等の届出の規律に関し、日本国内に住所を有しない申立人等の場合には日本国内に適当な送達場所を確保することができないことも想定されるため、例えば、我が国の中央当局を送達場所及び送達受取人として届け出ることができるものとするなどの手当てをすることについて検討するものとする。

(注2) 公示送達の規律については、相手方の所在が当初から不明である場合を含め、事案に応じ公示送達により手続を進めることができる余地を残す必要性があることを踏まえ、これを設けるものとしている。

15 手続の併合・分離

裁判所は、本手続を併合し、又は分離することができるものとする規律を設けるものとする（家事事件手続法第35条参照）。

16 手続の受継

(前注) ここでいう「受継」とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことを意味し、当事者の死亡等の事由によって手続を続行することができない場合において、当該手続を受け継ぐべき者があるときであっても、当該手続は中断しないことを前提としている。

(1) 申立人が死亡した場合

原則として手続が終了することを前提に、本手続の申立てをすることができる者は、申立人の死亡の日から1か月以内に申出をしてその手続を受け継ぐことができるものとする（家事事件手続法第45条参照）。

(2) 当事者の資格の喪失その他死亡以外の事由により手続を続行することができない場合

① 当事者が資格の喪失その他の事由（死亡を除く。）によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならないものとする。

② 裁判所は、他の当事者の申立てにより、又は職権で、①に定める者に手続を受け継がせることができるものとする（家事事件手続法第44条参照）。

(注) 相手方が死亡した場合については、相手方に代わり新たに子を監護する者を職権で当事者（相手方）として参加させる方法（9(1)②参照）によって対応することを

前提としている。

17 手続の中止

本手続の中止については、民事訴訟法第130条から第132条まで（同条第1項を除く。）の規定に相当する規律を設けるものとする（家事事件手続法第36条参照）。

18 申立ての方式等

(1) 申立ての方式

ア 本手続の申立ては、日本語で記載した書面を管轄裁判所に提出してするものとする（家事事件手続法第49条第1項参照）。

イ アの書面（申立書）には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする（家事事件手続法第49条第2項参照）。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨（本手続による旨を含む。）及びその理由
- c 本手続により返還を求める子

(2) 併合申立て

申立人は、複数の子について返還を求める場合には、これらを併せて申し立てることができるものとする（家事事件手続法第49条第3項参照）。

(3) 裁判長の申立書審査権

申立書が(1)イに違反する場合又は法令の規定に従い申立ての手数料を納付しない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとし、申立人が不備を補正しないときは、申立書を却下しなければならないものとする（家事事件手続法第49条第4項及び第5項参照）。

19 証明責任

条約第3条、第4条及び第12条第3項の規定に基づく子の返還事由（子が16歳に達していないこと、子が我が国に現在すること、子が我が国以外の条約締約国に常居所を有していたこと等。第2の1参照）については申立人にそ

の証明責任を認め、同第12条第2項並びに第13条第1項及び第2項の規定に基づく子の返還拒否事由（子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること等。第2の2参照）については相手方にその証明責任を認める考え方をとるものとする。

20 裁判資料の収集方法

裁判資料の収集方法については、基本的に、職権で事実の調査をするものとし、証拠調べについては、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。

ただし、当事者が証明責任を負う事実については、当該当事者が証明しなければならないものとし、裁判所は、必要と認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

21 審理手続

(1) 申立書の写しの送付等

ア 本手続の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする（家事事件手続法第67条第1項本文参照）。

イ アの申立書の写しの送付をすることができない場合又は送付の費用の予納がない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとし、申立人が不備を補正しないときは、申立書を却下しなければならないものとする（家事事件手続法第67条第2項及び第3項参照）。

(2) 事実の調査等

ア 事実の調査

本手続における事実の調査については、家庭裁判所調査官に事実の調査の権限を認めるほか、裁判所技官による診断、他の家庭裁判所等への事実の調査の嘱託、官庁等への調査の嘱託等を行うことができるものとする（家

事事件手続法第58条から第62条まで参照)。

イ その他

手続の期日における通訳人の立会い等その他の措置については、民事訴訟法第154条及び第155条の規定に相当する規律を設けるものとする(家事事件手続法第55条参照)。

(3) 事実の調査の通知

裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする(家事事件手続法第70条参照)。

(4) 電話会議・テレビ会議システム

ア 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、本手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする(家事事件手続法第54条第1項参照)。

イ 証拠調べの手続については、民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3に相当する規律によるものとする(家事事件手続法第64条第1項参照)。

(5) 陳述聴取

ア 陳述聴取

裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきときを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする(家事事件手続法第68条参照)。

(注) ここでいう陳述聴取とは、言語的表現による認識や意向を聴取する手続を意味するものであり、裁判官が審問期日において口頭で聴取する場合だけでなく、裁判所が書面により照会する場合や、家庭裁判所調査官が調査として聴取する場合をも含むものとすることを前提としている。

イ 審問の期日の立会い

【甲案】

裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査

をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができるものとする。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする（家事事件手続法第69条参照）。

【乙案】

審問の期日の立会いについては、特に規律を設けないものとする。

(6) 証拠調べの手続

証拠調べの手続については、民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定（本手続の性質等に鑑み、同様の規律を設けることが相当でないものを除く。）に相当する規律を設けるものとする（家事事件手続法第64条第1項参照）。

(注)「同様の規律を設けることが相当でないもの」としてどのようなものがあるかについては、なお検討するものとする。

(7) 調書の作成等

裁判所書記官は、本手続の期日について、調書を作成しなければならないものとする。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要性がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもち、これに代えることができるものとする（家事事件手続法第46条参照）。

(8) 審理の終結

裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者双方が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする（家事事件手続法第71条参照）。

(9) 裁判日

裁判所は、(8)の規律により審理を終結したときは、裁判をする日（裁判日）を定めなければならないものとする（家事事件手続法第72条参照）。

2.2 中央当局と裁判所の関係等

- ① 本手続が裁判所に係属した場合には、当該裁判所は、その旨を中央当局に通知するものとする。
- ② 子の返還の裁判に必要な資料収集に関して、中央当局による協力・調査の方策につき、なお検討するものとする。
- ③ 本手続の開始の日から6週間以内に子の返還の裁判がされない場合には、我が国の中央当局又は当該手続の申立人は、司法当局に対し、遅延の理由の説明を求めることができるものとする。

(注) 遅延理由の説明をする場合のルートの詳細については、条約第11条第2項の解釈を踏まえて、検討するものとする。

- ④ 本手続が終了した場合には、裁判所は、その旨を中央当局に通知するものとする。

(後注) 中央当局による裁判記録の閲覧等の規律については、なお検討するものとする。

2 3 子の意思の把握

裁判所は、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、裁判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとする（家事事件手続法第65条参照）。

2 4 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に手続を進行しなければならないものとする（家事事件手続法第2条参照）。

2 5 条約第14条関係

条約第14条を担保する規定を国内法において設けないものとする。

2 6 条約第15条関係

裁判所は、申立人が子が常居所を有する国の当局から子の連れ去り又は留置が不法であることの証明書を得ることができる場合には、申立人に対し、その

証明書の提出を求めることができるものとする。

27 条約第16条関係

親権者の指定又はその変更〔のほか、子の監護に関する事項〕についての裁判手続が係属している場合において、条約第3条第1項に規定される不法な連れ去り又は留置があったことが通知されたときは、本条約に基づく子の返還がされないことが決定されるまでの間、その判断をしてはならないものとする。ただし、子の返還命令の申立てが相当の期間内にされない場合は、この限りではないものとする。

(注) 条約第3条第1項に規定される不法な連れ去り又は留置があったことを、親権者の指定又はその変更〔のほか、子の監護に関する事項〕についての裁判が係属している裁判所に通知する方法については、なお検討するものとする。

28 条約第17条関係

条約第17条と同旨の規定を国内担保法において設けるものとする。

29 裁判

(1) 返還命令の主文

主文については、基本的に裁判実務における運用に委ねるものとするが、具体的な在り方については、なお検討するものとする。

(2) undertaking

いわゆるundertakingを可能とするための特別の規定を国内法において設けないものとする。

(注) 諸外国では、子の返還の前提として、又は子の返還の実現を図る目的で、子の返還に関連する事項（例えば、相手方と子が常居所地国へ帰国する旅費を申立人が支払うことや常居所地国において相手方と子のための住居を確保すること）について、当事者が義務を負うことを裁判所（通常は、子の返還のための手続を審理する裁判所）に対し約束し、裁判所は、それを返還命令と一体のものとして、又は別の命令としてその履行を命ずることがある。そのような約束又は履行の命令を一般にundertakingと呼んでいる。

30 裁判の効力の発生

子の返還命令の申立てについての裁判は、確定しなければその効力を生じないものとする（家事事件手続法第74条第2項参照）。

31 裁判の取消し等

【甲案】

子の返還を命ずる裁判が確定した後、事情の変更により、当該裁判を維持することが不当と認めるに至った場合又は当該裁判を維持する必要性が消滅した場合には、申立てにより、当該裁判を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、子の返還を命ずる裁判が執行された後は、当該裁判を取り消し、又は変更することができないものとする。

【乙案】

子の返還を求める申立てについての裁判が確定した後、当該裁判を維持することが不当と認めるに至った場合又は当該裁判を維持する必要性が消滅した場合（子の返還を求める申立てを却下する裁判については、裁判確定後の事情変更による場合を除く。）には、申立てにより、当該裁判を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、子の返還を命ずる裁判が執行された後は、当該裁判を取り消すことができないものとする。

（注）取消し又は変更に期間制限を設けるものとするか否か等、取消し又は変更のための手続の詳細については、なお検討するものとする。

32 取下げ

申立ては、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、子の返還に関する裁判がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする（家事事件手続法第82条第2項参照）。

33 不服申立て

(1) 即時抗告

子の返還を求める申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすること

ができるものとし、その具体的な手続等については、次のとおりとするものとする。

ア 即時抗告権者

当事者に即時抗告権を認めるものとする。

(注) 子に即時抗告権を認めるかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 即時抗告の期間

即時抗告の期間は、2週間とし、裁判の告知を受けた日から進行するものとする。

ウ 抗告審の手続

抗告審の手続については、原裁判所による即時抗告の不適法却下、抗告裁判所の裁判長による抗告状審査権、原審の当事者等への抗告状の写しの原則送付及び必要的陳述聴取等、基本的に第1審の手続の規律に相当する規律を設けるものとする（家事事件手続法第87条から第89条まで、第93条等参照）。

(2) 特別抗告及び許可抗告

最高裁判所に対する不服申立てとして、特別抗告及び許可抗告を認めるものとし、その具体的な手続については、民事訴訟法の特別抗告及び許可抗告の規定（同法第336条及び第337条参照）に相当する規律を設けるものとする。

(注) 特別抗告及び許可抗告については、民事訴訟法や家事事件手続法等における場合と同様に、執行停止の効力は一般的には認めないものとし、執行停止を要する事案については個別に執行停止の裁判により対応するものとすることを前提としている（民事訴訟法第334条第2項、家事事件手続法第95条及び第98条第1項等参照）。

(3) 手続的な裁判に対する不服申立て

手続的な裁判に対する不服申立てについては、特別の定めがある場合に限り即時抗告をすることができるものとした上で、即時抗告の期間は1週間とし、原則として執行停止の効力はなく、原審の当事者等に対する抗告状の写しの送付や陳述聴取は、必要的ではないものとする規律を設けるものとする（家事事件手続法第99条、第101条及び第102条参照）。

(4) 再審

本手続において、再審を認めるものとし、その具体的な手続については、民事訴訟法の再審の規定に相当する規律を設けるものとする。ただし、子の返還を命ずる裁判が執行された後は、再審を認めないものとする。

3 4 子の返還の実現方法

子の返還を命ずる裁判の強制執行については、間接強制を認めるものとする。ただし、他の方法についても、その実現可能性を含めて、なお検討するものとする。

3 5 調停・和解

本手続における調停・和解の在り方については、なお検討するものとする。

(注) 当事者の自主的な話し合いの手続としては、他に民間型ADRの活用が考えられる。

3 6 保全的な処分

子の返還命令の申立てが係属する裁判所が、返還を求める子の安全を確保し、国外への連れ去りを防止するために必要な保全処分（出国禁止命令や旅券の一時保管命令はその一例）を命ずることの適否及びその規律については、なお検討するものとする。

3 7 裁判官ネットワーク

ハーグ条約の実施に当たっての諸外国の裁判官との連携については、今後の運用に委ねるものとするが、その連携の在り方については、なお検討するものとする。

第2 子の返還事由・返還拒否事由

1 子の返還事由

子の返還事由については、次の①から⑤までとし、これらを全て満たす場合には、子の返還を認めるものとする。

- ① 子が16歳に達していないこと
- ② 子が我が国に現在すること
- ③ 子が我が国以外の条約締約国に常居所を有していたこと
- ④ 子の常居所地国の法令の下で、申立人が監護権を有しており、かつ、子の連れ去り又は留置が当該監護権を侵害すること
- ⑤ 子の連れ去り又は留置の時に申立人が現実に監護権を行使していなかった場合には、当該連れ去り又は留置がなければ申立人が現実に監護権を行使していたであろうこと

2 子の返還拒否事由

子の返還拒否事由については、次の①から⑥までとし、これらのうちの一つが認められた場合には、返還を拒否することができるものとする。

- ① 返還命令の申立てが子の連れ去り又は留置の時から1年を経過した後にされたものであり、かつ、子が新しい環境になじんだこと
- ② 子の連れ去り又は留置の時に申立人が現実に監護権を行使していなかったこと
- ③ 申立人が子の連れ去り又は留置の前にこれに同意し、又はその後にこれを承諾したこと
- ④ 【甲案】

次に掲げる事由のいずれかがあること

ア 子に対する暴力等（児童虐待の防止等に関する法律第2条参照）

子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子が更なる暴力等を受ける明らかなおそれがあること

イ 相手方に対する暴力等（児童虐待の防止等に関する法律第2条第4号参照）

相手方が、申立人から子が同居する家庭において子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子と共に帰国した相手方が子と同居する家庭において更にかかる暴力等を受ける明らかなおそれがあること

ウ 相手方が子を常居所地国において監護することができない事情等

相手方が、常居所地国に適法に入国又は滞在できないこと、常居所地国において逮捕状が発付され又は刑事訴追を受け、その身柄を拘束されるおそれがあること、常居所地国において生計を維持することが著しく困難であることその他の常居所地国において子を監護することが不可能又は著しく困難な事情があり、かつ、相手方以外の者が子を常居所地国において監護することが明らかに子の利益に反すること

エ 包括条項

その他子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること

【乙案】

子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

その認定に当たっては、申立人からの子に対する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）の有無、子の心身に有害な影響を及ぼすこととなる相手方に対する暴力等の有無、子を常居所地国に返還した場合に子又は相手方が更なる暴力等を受けるおそれの有無、子の返還後の監護環境が子に与える影響などを考慮するものとする。

（注）【甲案】は、関係閣僚会議（平成23年5月19日開催）で了承された「「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）＜条約実施に関する法律案作成の際の了解事項＞」の表現に忠実な考え方であるが、各要件及び事由を掲げることの適否や具体的な規定の仕方については、なお検討するものとする。なお、【甲案】は、ア、イ、ウのいずれかの事由が認められれば、子に重大な危険があるとして、返還拒否事由に該当するとの考え方である。これに対し、【乙案】も上記関係閣僚会議の了解事項を踏まえつつ、国内法上の返還拒否事由を子に重大な危険があることとし、その判断の考慮要素を例示する考え方である。

- ⑤ 子が返還されることを拒み、かつ、子がその意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していること
- ⑥ 子の返還が我が国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則によ

り認められないものであること

第3 面会交流関係

条約第21条に規定されている接触の権利 (rights of access) について、特段、条約に特有の裁判手続に関する規律を設けないものとする。

以 上